



下水道使用料

排水設備を設置し、下水道を使用し始めると、流した汚水量に応じて下水道使用料が必要となります。

皆様からお支払いいただいた使用料は、下水道管や終末処理場などの維持管理費等にあてられます。



1. 流した汚水量の認定方法

水道水のみを使用する場合

水道の使用水量を流した汚水量とみなします。

水道メーターが複数個ある場合は、メーターごとの請求となります。

例) 通常の場合、水道の検針指示数が 30m^3 であれば、汚水量も 30m^3 となります。

水道水以外の水を使用する場合

その使用状況を考慮して、町の規則により認定します。

2. 下水道使用料金表



	汚水量	金額
基本料金	13m^3 まで	一律1,500円
超過料金	13m^3 超	1m^3 につき150円

下水道使用料の計算例

* 1ヶ月に 30m^3 使用した場合

基本料金 (13m^3 まで) 1,500円

超過料金 (13m^3 超)

$17\text{m}^3 \times 150\text{円} = 2,550\text{円}$

4,050円

下水道使用料早見表

* 1ヶ月あたりの使用料

汚水量	下水道使用料
10m^3	1,500円
15m^3	1,800円
20m^3	2,550円
25m^3	3,300円
30m^3	4,050円

3. 下水道使用料の減免

公共下水道に流入しない農業又は漁業等の洗浄水等については、使用者からの申請により、使用料の減免を受けることができます。

減免を受けるには……

- ① 排水設備工事の際に、減免対象となる水量が適正に計測できる子メーターを、使用者の個人負担により屋外の検針しやすい箇所に設置していただきます。
(※この場合、子メーターの管理・更新等についても、使用者責任にてお願いすることとなります。)
- ② 排水設備等計画確認申請書に併せて、下水道使用料等減免申請書を町に提出していただきます。
- ③ 町が審査し、排水設備工事の完了検査に合格した後に決定通知を交付します。

4. 下水道使用料のお支払い

一般家庭用（上水道口径13mm）は、現行どおり隔月検針を実施し、**上水道使用料と併せて翌月、翌々月に分割請求させていただきます**。（下水道未接続の段階では、上水道使用料金の請求は従前と変わりありません。）

例）4月の検針（隔月検針）で上水道の使用量が60m³（**1ヶ月あたり30m³**）であった場合

	5 月 請 求		6 月 請 求	
上水道 使用料	基本料金（基本水量10m ³ ）	840円	基本料金（基本水量10m ³ ）	840円
	超過料金（超過水量20m ³ ）	2,100円	超過料金（超過水量20m ³ ）	2,100円
	計	2,940円	計	2,940円
下水道 使用料	基本料金（基本水量13m ³ ）	1,500円	基本料金（基本水量13m ³ ）	1,500円
	超過料金（超過水量17m ³ ）	2,550円	超過料金（超過水量17m ³ ）	2,550円
	計	4,050円	計	4,050円
上下水道使用料合計	6,990円		6,990円	

上下水道使用料のお支払いは、

便利な **口座振替** をぜひご利用ください！